

第1回住宅宿泊事業に関する説明会を 開催します



平成30年6月15日から施行される住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）について、県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）で住宅宿泊事業や住宅宿泊管理業を行いたいとお考えの方等を対象に、住宅宿泊事業を営むための届出方法、事業者の責務、神奈川県におけるルール等についてご説明します。

日時 ■平成30年3月8日(木) 14:30～16:00 (受付開始 14:00)

場所 ■小田原合同庁舎 2階2DE会議室
(小田原市荻窪350番地の1)

※詳細は裏面の会場地図を御参照ください。

※第2回（3月9日(金)：藤沢市保健所）と同様の内容です。

定員 ■ 50名

(事前申込み：定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込み先

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ

電話 045-210-4950 FAX 045-210-8864

※申込みの詳細は裏面を御参照ください。

■会場地図



徒歩の場合

○小田原駅「西口」（新幹線改札口）より徒歩 15 分

バスの場合

○小田原駅からバスをご利用の場合

- ・小田原駅東口 2 番乗り場より伊豆箱根バス「県立諏訪の原公園」または「久野車庫」方面行き「小田原合同庁舎前」下車
- ・小田原駅西口 2 番乗り場より伊豆箱根バス「菟河原循環」または「久野車庫」方面行き「税務署前」下車 徒歩 3 分

【申込み方法】

電話（平日 8:30～17:15）またはファックスで氏名、住所、電話番号をお知らせ下さい。

※お申込の際頂いた個人情報を他の目的で使用することはありません。

申込期間：平成 30 年 2 月 9 日（金）～平成 30 年 3 月 2 日（金）

このままファックスできます（神奈川県生活衛生課 FAX 045-210-8864）

第 1 回神奈川県住宅宿泊事業に関する説明会申込書				締め切り 3 月 2 日（金）	
お名前		電 話			
ご住所	〒				

神奈川県・藤沢市・茅ヶ崎市 共催

第2回住宅宿泊事業に関する説明会を 開催します



平成30年6月15日から施行される住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）について、県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）で住宅宿泊事業や住宅宿泊管理業を行いたいとお考えの方等を対象に、住宅宿泊事業を営むための届出方法、事業者の責務、神奈川県におけるルール等についてご説明します。

日時 ■平成30年3月9日(金) 14:30～16:00 (受付開始 14:00)

場所 ■藤沢市保健所 3階研修室
(藤沢市鵜沼 2131 番地の 1)

※詳細は裏面の会場地図を御参照ください。

※第1回（3月8日(木)：小田原合同庁舎）と同様の内容です。

定員 ■ 50名

(事前申込み：定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込み先

神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課

環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ

電話 045-210-4950 FAX 045-210-8864

※申込みの詳細は裏面を御参照ください。

■会場地図



【申込み方法】

電話（平日 8:30～17:15）またはファックスで氏名、住所、電話番号をお知らせ下さい。

※お申込の際頂いた個人情報をお他の目的で使用することはありません。

申込期間：平成30年2月9日(金)～平成30年3月2日(金)

このままファックスできます（神奈川県生活衛生課 FAX 045-210-8864）

第2回神奈川県住宅宿泊事業に関する説明会申込書		締め切り3月2日（金）	
お名前		電話	
ご住所	〒		

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置 (衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等) を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置 (住宅宿泊事業者への契約内容の説明等) の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置 (宿泊者への契約内容の説明等) を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

